

災害対策への協力に関する協定書

大阪市都島区役所（以下「甲」という。）と大阪拘置所（以下「乙」という。）は、甲が行う災害対策への乙の協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大阪市域内において災害が発生し、又は発生の恐れがある場合において、甲が行う災害対策に乙が積極的に協力し、甲乙協働して周辺に居住する住民等の安全確保を図ることを目的として必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、前条の規定による災害対策の円滑な実施のため、協力が必要であると認めるときは、乙に対して協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の管理運営上支障がない範囲内において、甲に協力するものとする。

2 甲は、乙による前項の協力が円滑に行われるよう、乙に対して必要な情報の提供その他の支援に努めるものとする。

（協力の内容）

第4条 甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）非常食等の救援物資及びその保管場所の提供
- （2）救護所の設置場所及び救護活動に必要な医薬品等の物資の提供
- （3）炊事場、トイレ、その他の乙が管理する設備の利用
- （4）甲が開設する避難所等に対する医師、心理職、その他の専門職の派遣
- （5）自治体応援職員の宿泊場所の提供
- （6）遺体安置所の設置場所の提供
- （7）前各号に掲げるもののほか、災害の状況を考慮して要請することが必要な業務

（要請の方法）

第5条 甲は、第2条の協力が必要であると判断したときは、乙に対し、別紙第1に定める「協力要請書」により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、事後に要請書を提出する。

（施設の管理）

第6条 災害対策として乙の施設を使用する場合の管理運営は、甲の責任において行うこととする。

2 乙は、施設の管理運営について、可能な範囲で甲に協力するものとする。

（使用期間）

第7条 施設の使用期間は、本市の被害状況等を考慮したうえで甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（施設の閉鎖）

第8条 甲は、次の各号に該当する場合、施設を閉鎖する。

（1）甲が、施設を使用する必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合

（2）乙が、施設の安全を確保できない又は乙の事業に支障をきたすと判断し、乙が甲に連絡した場合

（3）その他、合理的な理由により、乙が施設の閉鎖を求めた場合

2 前項に基づき施設を閉鎖する時は、物資の撤去等にあたり甲乙協議のうえ相応の期間を定め、甲は責任をもって期間内に対処するものとする。

（原状回復）

第9条 甲は、第8条第1項の規定により施設が閉鎖された時は、第8条第2項の規定により原状回復を行い、乙に施設を返還するものとする。

（費用負担）

第10条 施設の使用に係る経費は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき無償とする。

（事故報告）

第11条 乙は、甲の要請に基づく施設の提供等の際に事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（連絡窓口）

第12条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を指定し、書面により互いに通知する。

なお連絡責任者に変更があった場合には、相手方に対し直ちに通知する。

（協議）

第13条 本協定に定めのない事項もしくは本協定に疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して決定する。

2 甲と乙は、相互に協力して、本協定にかかる検討、協議、訓練を行うなど、本協定に基づく業務の円滑な運用に努める。

（解除）

第14条 甲もしくは乙において本協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解

除することができる。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、令和7年10月28日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも本協定を解除する旨の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年10月28日

甲 大阪市都島区中野町2丁目16番20号

大阪市都島区長 藤岡 慶子

乙 大阪市都島区友渕町1丁目2番5号

大阪拘置所長 齋藤 行博

年 月 日

協力要請書

大阪拘置所長 様

大阪市都島区長

「災害対策への協力に関する協定書」第5条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

1 協力内容

- ☐ 非常食等の救援物資及びその保管場所の提供
- ☐ 救護所の設置場所及び救護活動に必要な医薬品等の物資の提供
- ☐ 炊事場、トイレ、その他の乙が管理する設備の利用
- ☐ 甲が開設する避難所等に対する医師、心理職、その他の専門職の派遣
- ☐ 自治体応援職員の宿泊場所の提供
- ☐ 遺体安置所の設置場所の提供
- ☐ その他（ ）

2 予定期間

年 月 日～ 年 月 日

3 詳細事項